

○篠山市防災会議運営規程

平成11年6月1日

規程第26号

改正 平成16年5月24日規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、篠山市防災会議条例（平成11年篠山市条例第18号）第5条の規定に基づき、篠山市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他会議の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(招集)

第2条 防災会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

(欠席)

第3条 委員は、事故その他やむを得ない事由により防災会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届けなければならない。

2 前項の場合において、委員は、その所属する機関の職員を代理人として防災会議に出席させることができる。

(会議)

第4条 防災会議は、年度の当初及び防災に関し、会議の必要が生じたときに開くものとする。

(議事の特例)

第5条 防災会議の議案で、一部の特定の機関のみに関係がある事案については、会長が適宜の方法により関係のある委員と協議して決することができる。

2 会長は、前項の規定により協議して決した事項は、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(専決処分等)

第6条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号のいずれかに該当するときは専決処分することができる。

(1) 会長において、防災会議を招集する暇がないと認めるとき。

(2) 軽易な事項で、速やかな措置を要するとき。

2 会長は、前項の規定により処置については、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(異動報告)

第7条 委員は、異動等により変更があったときは、後任者がその職氏名及び異動年月日を速やかに会長に報告しなければならない。

(幹事)

第8条 防災会議に幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから会長が任命する。

(幹事会)

第9条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会は、あらかじめ会長が指名する幹事が招集し、その議長となる。

3 幹事会は、防災会議において委任された事項を処理し、委員及び専門委員を補佐する。

(準用規定)

第10条 幹事会の会議は、第3条及び第4条の規定を準用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年5月24日規程第3号)

この規程は、公布の日から施行する。